

知財法務の勘所Q & A（第37回）

種苗法改正案とその見送り



アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 小松 侑太

Q1 種苗法とはどのような法律ですか。

A1 種苗法とは、知的財産法の1つであり（知的財産基本法2条1項、同条2項）、新品種の保護のための品種登録に関する制度等を定めている農林水産省所管の法律です（種苗法1条¹）。

特許登録により特許権が発生するのと同様（特許法66条1項）、種苗法においては、品種登録によって育成者権が発生します（種苗法19条1項）。そして、育成者権者は、品種登録を受けている品種（以下、「登録品種」といいます。）及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有します（種苗法20条1項本文）。

2020年3月3日、種苗法の一部を改正する法律案（以下、「本改正案」といいます。）が国会に提出されましたが、同年5月20日、本改正案の第201回国会（令和2年常会）での成立を見送る方針を政府与党が示したとの報道がなされました²。そして、同年6月17日には本改正案の成立が見送られ、継続審議になることが決定した旨の報道がされました³。本改正案に関する今後の動向は不明瞭ですが、以下では、本改正案の概要等について解説をしていきます。

1 種苗法1条「この法律は、新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする。」

2 毎日新聞『「種苗法改正案」今国会成立を断念へ 柴咲コウさんの懸念ツイートで慎重論拡大』
<https://mainichi.jp/articles/20200520/k00/00m/010/195000c>

3 NHK『種苗法改正案 今国会での成立見送り 継続審議に』
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200617/k10012473841000.html>

Q2 本改正案が国会に提出された理由はなんですか。

A2 農林水産省のウェブサイト⁴によれば、登録品種の海外流出に歯止めをかけ、農業者に優良な品種を持続的に利用してもらうためであると説明されています。

また、内閣法制局が公開している法律案の提出理由によれば⁵、植物の新品種の育成者権の適切な保護及び活用を図るために、次の①～④等の措置を講ずる必要があるからであると説明されています。

- ① 輸出先国又は栽培地域を指定して品種登録された登録品種についての育成者権の効力に関する特例の創設
- ② 育成者権の効力が及ぶ範囲の例外を定める自家増殖に係る規定の廃止
- ③ 品種登録簿に記載された登録品種の特性の位置付けの見直し
- ④ 品種登録審査実施方法の充実・見直し

Q3 今回、本改正案の成立が見送られたのはなぜですか。

A3 新型コロナウイルス対策で十分な国会審議の時間が取れなかったことや、SNS⁶等で「農家の負担が増える」という世論が強まったこと等が、見送られた理由として報道されています。

なお、本改正案への反対意見は、主に自家増殖に係る規定の改正（上記A2における②）に反対する意見のようです。具体的にはQ5の回答で触れることとします。

Q4 ①（輸出先国又は栽培地域を指定して品種登録された登録品種についての育成者権の効力に関する特例の創設）に関する、改正案の概要等を教えてください。

A4 (1) 現行法における制度

現行種苗法においては、育成者権者が、第三者（種苗業者や農業者等）に対して、登録品種の種苗等を譲渡した場合、育成者権の効力は、当該譲渡された種苗等には及びません（種苗法21条4項本文）。これは、いわゆる権利の消尽を定めた規定です。

(2) 改正案

現行種苗法においては、育成者権者がひとたび種苗等を譲渡すると、育成者権が消尽してしま

4 農林水産省『種苗法の一部を改正する法律案について』<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/shubyoho.html>：当該ウェブサイトにおける、「よくある質問」の「なぜ種苗法を改正するのですか。」との質問に対する回答として、「農業者の皆様は、優良な品種を持続的に利用してもらうためです。日本で開発されたブドウやイチゴなどの優良品種が海外に流出し、第三国に輸出・産地化される事例があります。また、農業者が増殖したサクランボ品種が無断でオーストラリアの農家に譲渡され、産地化された事例もあります。このようなことにより、国内で品種開発が滞ることも懸念されるので、より実効的に新品種を保護する法改正が必要と考えています。」と記載されています。

5 内閣法制局『提出理由』https://www.clb.go.jp/contents/diet_201/reason/201_law_037.html

6 女優の柴咲コウ氏 (@ko_shibasaki) もTwitterで種苗法改正への懸念を表明しています。

い、当該種苗の海外への持ち出し等を育成者権者が制限できなくなるという問題があります。

そこで、育成者権者が、海外持ち出しを制限しようとする意図や国内での栽培地域を制限しようとする意図を有する場合には、それらの意図に反する行為に育成者権を及ぼすことができるよう、消尽の生じる範囲を限定するという改正案が提出されることとなりました（本改正案21条の2）⁷。

すなわち、本改正案は、育成者権者が出願時に利用条件（国内利用限定、国内栽培地域限定）を付した場合、利用条件に反した行為については育成者権が消尽しない（育成者権の効力が及ぶ）というものでした（本改正案21条の2第1項、第7項）。また、それに伴って、登録品種には、①登録品種であることの表示と（本改正案55条1項）、②利用条件を付した場合にはその旨の表示をすることが義務付けられるとともに（本改正案21条の2第5項）、利用条件の内容は、農林水産省のHPでも公表されることとされてきました（本改正案21条の2第3項）

なお、本改正案においては、登録品種について、譲渡のための展示又は広告を行う際にも、登録品種であることの表示と、利用条件を付した場合にはその旨の表示をすることが義務付けられていました（本改正案55条2項、21条の2第6項）。

(3) 検討

ア 消尽法理の理論的根拠と本改正案との関係

消尽法理を理由づける理論として、特許法分野では、重複利得機会論や流通阻害防止論等が提示されていますが、これらの理由づけは育成者権にも当てはまる⁸と解されています⁹。

本改正案は、現行法よりも消尽が生じる範囲を限定するものですので、本改正案が消尽法理の理論的根拠（重複利得機会論、流通阻害防止論等）に照らして整合するかが問題となります。

この点については、①種苗の販売価格は利用条件にも応じて決定されるため、利用条件を付した育成者権者がその後重複した利得を得ることができるとは必ずしも言えないこと（重複利得機会論の観点）、②利用条件を付した場合には、その旨の表示が義務付けられているので（本改正案21条の2第5項、第6項）、取引の安全が極端に害されることもないと考えられること（流通阻害防止論の観点）等が、本改正案を肯定する理由として挙げられるでしょう。

イ 特許権の消尽との差異

特許法においては、特許権者の意思によって、消尽の効果を限定することは予定されていません。たとえば、特許製品を販売するにあたり、特許権者が特定地域外での販売を禁止したとしても、それは契約の効果として販売相手を拘束するにとどまり、第三者による特定地域外での販売

7 優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会『とりまとめ参考資料』2頁<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/kentoukai/attach/pdf/kentoukai-top-4.pdf>

8 渋谷達紀『種苗法の概要』120頁（経済産業調査会、初版、2014）。なお、消尽法理の理論的根拠には本文中で挙げたもの以外にも様々な見解があります。

9 農林水産省生産局知的財産課『最新 逐条解説 種苗法』110頁（ぎょうせい、初版、2009）によれば、「種苗、収穫物又は加工品が育成者権者等によって譲渡された場合、当該種苗、収穫物又は加工品に係る育成者権は既に行使され、その目的を達したことになる。また、一般に流通する種苗、収穫物又は加工品について、市場、問屋、小売店等の各段階における譲渡の際にいちいち育成者権者の許諾を得なければならないこととすると、円滑な流通が阻害されることになる。このため、育成者権者の利益保護と種苗等の円滑な流通の確保との調和を図るために本項が設けられた。」と説明されています。

を止めることはできません¹⁰。

他方、本改正案では、育成者権者が利用条件（国内利用限定、国内栽培地域限定）を付した場合には、消尽の効果を限定できることとなります。

このように、本改正案においては、特許と種苗で消尽の取扱いに差異が生じることとなります。こうした差異が生じることを肯定する論拠としては、種苗においてはその複製が容易であり、ブランディング等のために地域限定をすべき動機が存在すること等が挙げられるでしょう。

一方、特許法においても、いわゆる並行輸入と特許権との関係では、特許権者がその製品の販売先等から日本を除外する旨を譲受人と合意し、かつそれを製品に明確に表示したときは、並行輸入後の製品に対しても特許権の行使が可能とされています¹¹。これは、表示をしていれば利用条件を付加できるという点において、本改正案と同様の思想に根差したものといえます。したがって、取り扱いに差異があるとはいえ、実質的には大きな差異ではないともいえるでしょう。

ウ UPOV条約との整合性

UPOV条約¹²（植物の新品種の保護に関する国際条約）は、1961年に採択されたものであり、現在に至るまで3回の改正を経ています。1991年改正を経たUPOV条約が最新のUPOV条約になります（以下、「91年UPOV条約」といいます。）。日本は1998年に91年UPOV条約に加盟し、条約の国内法として種苗法を制定しました。これが現行種苗法になっています。そして、91年UPOV条約16条1項には、現行種苗法の消尽の規定と同様の規定が置かれています。

そこで、本改正案が、91年UPOV条約と整合するかも問題となりえます。UPOV条約の観点から本改正案を肯定する理由づけとしては、本改正案による消尽範囲の限定は育成者権を強化する方向の改正であるため、UPOV条約の趣旨・目的¹³に鑑みて許容されるというものが考えられるでしょう。

Q5 ②(育成者権の効力が及ぶ範囲の例外を定める自家増殖に係る規定の廃止)に関して、改正案の概要等を教えてください。

A5 (1) 現行法における制度

現行種苗法においては、農業者等が、最初に育成者権者等から譲渡された登録品種の種苗等を用いて、収穫物を得て、その収穫物を自己の農業経営においてさらに種苗として用いる場合（いわゆる「自家増殖」をする場合）には、育成者権の効力は、そのさらに用いた種苗等には及ばないこととされています（種苗法21条2項本文）。

(2) 改正案

現行種苗法においても、登録品種を増殖した後に海外に持ち出すことは、「自己の農業経営においてさらに種苗として用いる場合」にはあたらないため違法です。しかし、現行種苗法におい

10 中山信弘『特許法』413～414頁（弘文堂、第3版、2016）

11 BBS並行輸入事件（最高裁平成9年7月1日第三小法廷判決）。

12 フランス語のUnion internationale pour la protection des obtentions végétalesから来ています。

13 UPOV条約の目的は、「新しく育成された植物品種を各国が共通の基本的原則に従って保護することにより、優れた品種の開発、流通を促進し、もって農業の発展に寄与すること」にあるとされています。（『UPOV条約について』<https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/chizai/attach/pdf/171027-5.pdf>）。

では、上記(1)のとおり自家増殖が原則的に自由にできてしまうため、育成者権者は増殖の実態を把握できません。そのため、増殖後の種苗の海外への持ち出しを、育成者権者が事実上抑止できないという問題があります。また、F1品種¹⁴以外の品種は、増殖が比較的容易であるため、海外流出の懸念から育種家の開発意欲がそがれてしまい、結果として品種開発が進まないという問題も存在しているようです。さらに、品質が管理されていない種苗利用の拡大で、登録品種を活用した産地化やブランド化が阻害される等の弊害の発生も懸念されています¹⁵。

そこで、農業者が自家増殖した種苗に対しても育成者権の効力が及ぶようにするという改正案が作成されました(種苗法21条2項、3項の削除)¹⁶。

これにより、登録品種については、育成者権者の許諾の下で自家増殖を行うことになるため、育成者権者が自家増殖を行う者や場所を把握することが可能となります。その結果、育成者権者の目の届かない増殖がなくなり、海外流出への対応等が可能となると考えられたわけです¹⁷。

(3) 改正案に対する批判

A3でも述べたとおり、本改正案への反対意見は、主に自家増殖に係る規定の改正に反対する意見です。

反対意見の論拠は多岐にわたっていますが、そのうちのいくつかを以下に掲げておきます。

- (i) 自家増殖が禁止されてしまうと、農業者の経済的・事務的負担が増えてしまい、農業が衰退する
- (ii) 増殖された後に海外に持ち出されたというケースがどれだけあるのか不明であり、自家増殖を禁止したとしても、種苗の海外流出防止に実効性があるか疑わしい
- (iii) 品種を守るのであれば、海外で品種登録をすれば足りる

(i)について、農林水産省は、①登録品種に限って自家増殖が許諾制となるにすぎないこと、②その許諾料も高額になることは想定されないこと、③許諾は団体等がまとめて行うことも可能であること、④許諾手続きが円滑にできるように雛型を作成する予定であること等を再反論として挙げているようです¹⁸。

(ii)について、現行種苗法の下においては、制度上増殖の実態を完全に把握することができない以上、その実効性を議論することも困難であるという問題が指摘できます。

(iii)について、確かに海外での品種登録を進める必要はあるものの、同時に海外流出を食い止めるような措置も必要ではないのか、という点を指摘することができます。

いずれの反対意見についても、今後一層議論を深めていくべきと思われます。

14 F1品種とは、異なる品種を掛け合わせて得られた雑種の第一世代を品種として利用したものです。雑種強勢という現象により、その一代に限り、均一な性質を示し、二代目以降は均一性が保てないという特徴を持つとされています。そのため、F1品種の増殖は一般に困難と考えられています。

15 前掲『とりまとめ参考資料』3頁

16 一般品種(品種登録されていない品種)については、対応する育成者権がそもそも存在しないため、農業者は自由に自家増殖をすることが可能です。

17 農林水産省『種苗法の一部を改正する法律案について』3頁<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/attach/pdf/shubyoho-6.pdf>

18 前掲『種苗法の一部を改正する法律案について』6頁

Q6 ③（品種登録簿に記載された登録品種の特性の位置付けの見直し）に関して、改正案の概要等を教えてください。

A6 (1) 現行法における制度

育成者権の及ぶ範囲に関して、種苗法には特許法70条のような権利範囲の解釈指針となる定めがありません。そのため、育成者権の効力が及ぶ品種であるか否かの判断方法については、学説上、現物主義と特性表主義という2つの見解が存在しています。

現物主義とは、登録品種と被疑侵害品種の現物を比較して判断すべきという見解です。一方、特性表主義とは、品種登録簿に記載された登録品種の特性と被疑侵害品種の特性を比較して判断すべきという見解です。

裁判例¹⁹は、一貫して現物主義によっています²⁰。

(2) 問題点

以上のように裁判実務上、現物主義が採用されているため、育成者権の権利範囲の判定には、品種登録時の植物体自体との比較を要するとされています（知財高裁平成27年6月24日）。しかし、育成者権の存続期間全範囲において、植物体を変質させずに保管することは難しいため、育成者権者が侵害を立証することが実質的に困難であるという問題があります²¹。

(3) 改正案

そこで、品種登録簿に記載された特性（特性表）と被疑侵害品種の特性を比較することで両者の特性が同一であることを推定する規定を設け、侵害立証を行いやすくするという改正案が作成されました（本改正案第35条の2）。

また、育成者権をより利用しやすくするため、育成者が特性表の補正を請求できる制度や、裁判での証拠等に活用できるよう育成者権が及ぶ品種か否かを農林水産大臣が判定する制度を設ける（本改正案第17条の2、第35条の3）等の改正案も提出されています。

(4) 検討

特性表を使用した推定制度の規定（本改正案35条の2）は、現物主義を維持したまま、特性表による推定を可能にするという改正案であって、現物主義から特性表主義に変更するものではないという点には注意が必要です。

したがって、本改正案の下において、推定規定に基づき育成者権侵害を主張された被告は、抗弁として、「特性表に記載されていない他の特性において異なるため、別品種である」等の主張をすることが可能と考えられます（知財高裁平成18年12月25日も参照）。

19 知財高裁平成18年12月25日、知財高裁平成27年6月24日等

20 前掲『最新 逐条解説 種苗法』82頁によれば、「品種登録制度の保護対象が「品種」という植物体の集団であること、この植物の特性を数値化して評価することの方法的限界等を考慮するならば、品種登録簿の特性表については、審査において確認された登録品種の主要な特徴を相当程度表すものということができるものの、育成者権の範囲を直接的に定めるものということはできず、育成者権の効力が及ぶ品種であるか否かを判定するためには、植物体自体を比較する必要があるというべきである（現物主義）。」と説明されています。

21 前掲『とりまとめ参考資料』6頁

Q7 ④（品種登録審査実施方法の充実・見直し）に関して、改正案の概要を教えてください。

A7 本改正案は、審査内容の充実のため、出願者から審査の実費相当額を徴収するとともに、出願料及び登録料の水準を引き下げるというものでした。

具体的には、出願者は、現地調査又は栽培試験の実費相当額の手数料を当該現地調査又は栽培試験を行う国または国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下、「機構」といいます。）に納付し、機構に納付された手数料は機構の収入とする一方で（本改正案15条の3）、出願料の上限を1万4000円に（本改正案6条）、登録料の上限を3万円に引き下げる等の改正案が提出されています（本改正案45条）。

Q8 その他の改正案の概要について教えてください。

A8 本改正案においては、①特許法等にならって、i職務育成品種規定の充実（本改正案第8条）、ii外国人の権利享有規定の明確化（本改正案第10条第4号）、iii在外者の代理人の必置化（本改正案第10条の2）、iv通常利用権の対抗制度（本改正案第32条の2）、v裁判官が証拠書類提出命令を出す際の証拠書類閲覧手続の拡充（本改正案第37条）の措置が講じられるとともに、②指定種苗制度について、指定種苗の販売時の表示のあり方を明確化する措置が講じられることとなっていました。（本改正案第59条第1項第2号）²²

以 上

22 農林水産省『種苗法の一部を改正する法律案の概要』 <https://www.maff.go.jp/j/law/bill/201/attach/pdf/index-38.pdf>